頭椎劍

121.27
N568k
W

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k

ガラス使用

121.27
N568k

帝国図書館蔵書

長門藩
山縣文庫

国立国会
25.3.31
図書館
112589

濱雅書

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k

ガラス使用

[illegible]大和乃[illegible]
[illegible]て宇治より[illegible]西坂の大宮尾
[illegible]
[illegible]十達おたる[illegible]所[illegible]対
[illegible]
[illegible]待

仲哉理[illegible]頭椎太刀[illegible]
[illegible]
大市[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k

ガラス使用

[illegible]

中宮[illegible]菊子[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安政六年七月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k

ガラス使用

國立國會圖書館藏書

頭椎劍

國史纂論云。推古天皇十一年。皇太子始定官位十二階。十二年。作憲法十七條。二十八年。與蘇我馬子議撰天皇紀及臣連伴造國造等紀

濱田藏書

禎曰。先儒或謂。我國史稱神祖爲女主者。出於太子豐聰及蘇我馬子之所刱。而以此掩其立女主之姦計也。此言亦不爲無

謂矣。神祖天照大神。又稱日神。以象日者太陽也。而謂之陰神可乎。且夫獨陰不生。何得有子。既無子矣。何得爲祖哉。是以皇嗣忍穗耳之生。其說曖昧。使人不免疑焉。皇子豐聰與蘇我馬子同立炊屋姬。以嗣大位。創女主登極。本朝未有之例。又與馬子議撰天皇紀。稱神祖爲女主子所爲。當世誰敢非議之。而曰無所私乎

其間。我則不能信也。然太子亦聰慧絶倫。自古稱之爲聖德。聖則我不知也。如其制官階。定憲法。作國紀。可謂達治體者矣。後世取法一代。服其博達。亦不易得之才也。

此一條は例の腐儒者の狂言にて今さら論ずまでもなき事なれども大御神の御上を

[illegible]

あまりに憎き極事なれば見過し難くて
一切辯へなし

推古天皇云々二十八年云々

此事は日本書紀推古天皇の御巻に二十八年
云々是歳皇太子嶋大臣共議之録天皇記及
國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記
大日本史云是歳皇太子與大臣蘇我馬子
議録天皇記臣連伴造國造百八十部公民等本記
記せるしかれども門記さへやそれ蘇我氏の家に

頭椎剣は皇極天皇の四年蘇我
入鹿暴虐の誅せらるる時悉燒天皇記國記
珍寶船史恵尺即疾取所燒國記而奉中天智
大兄とある此燒つるを其御記とかりなれば
なくて恵尺の取出られて世に傳
ものなり國史を記されし事は聖德太子より
創まりしなれば古事記傳の首巻に考へられる
の御代なりまでそれ古事記傳の首巻に考へられる
ものの取出られし時も燒しもあるべき
ある一きわなり

[illegible]中天皇紀ヲ引キテ記傳首巻考説ニ云ヘリ

頑日先儒或謂云云

此儒者たちまちして魂魄漢國に飛去らしめて彼の
内外の差別を知
ずして我邦を外国と為
らぬ狡意(サカシラ)をもて彼國孔子の意をもつて非き
吾神道をば實にみて孔子の意をもつて非
る天照大御神の御事は今さら申奉らぬ
ものなれども常に高天原に坐して
世界萬國を御照し坐ます大御神なる其御神

の女神に坐ます故に永代の御事にて
ありて奇霊なく微妙なる神の御上の深き理り
ある事なれば凡人の窺ひ知る則
知ることのあたはざるなり故に飾屋翁乃ち古
事記傳を外あまの書に詳におもへる事
あらざれば今まことにいとたふとき
をしるべきなり太子豊聰及蘇我馬子ら叡
智聖明にして其女主推古の姦計

ば掩ふべからざる何を證據にしていふ事を
為るにか知らざるもの多しといふのみなら
ず實に謂ゆる狂言綺語なるべし儒者
等の四書五經に表出して彼國の賊王
莽の世を亂すべき姦計を助て其事を
飾るに法あるを書物して論ずる事を
吾古史に見ずして疑ひ無し
まことかの神典を以て馬子等の
事を論ひなほ所あるを
以て狂言綺語と為す書物を論ずる事
なほ所あるを以て書物を論ずる事
なほ所あるを以て書物を論ずる事
なほ所あるを以て

食国に住める民主のかまりはそれぞれの
なる所にまします男神にてあれば女帝
は之を奉祀し例のとおりに女神と書
るべしとのことにて赤裸々なる人の
此と諸ひかくしまいらせ候に俗にいう海人
捕て俗にいうのあわびなり
島なる事は思ひよりて神典は疑し漢意乃
所にいとまかつきゆまかつは疑ひ書

115983

るべきなり

又稱日神以象日

日に象るといふ事なるべしこれ
漢籍の毒酒にて醉狂る儒者とはさまも
異なる神道者といふものも皆毒酒を飲
まるるなり彼毒酒の醉の醒ずして
為に日神にて日に象るなりの漢臭く
穢なき事はいあらず今服のあるを仰き

奉る實の天皇日月大神なる事は神典に日
月既生なる河を以て生まれまいて顯明なる
なり高天大神に坐ますと現身の乃
上に坐ます實なる故なり
露は神ひとりなる生ることもあれど吾古學乃
眼にて見れば神代の神々乃實の神に
坐まして現身の人なる人間なる神

これ幽冥顯明の神と人との差別と言ふべき所

なり神と言ふ事は微妙なる事は分り得
ぬ故なり古學にて陰陽毒酒の故
乃醒る時始めて見る事なり時なる神典
のおもむきとすることなり
日者太陽也而謂之陰神可乎
儒者の言ふ事に陰陽の理をもて
漢國乃ものなる陰陽の理をもて日神
の女神に坐まして生理に當らぬ事は児童

といふを疑ひ異るまでもなく
如漢國乃空論理屈にして久く欺かれ居る
心癖なり　此陰陽といふもの虚名にして
さてもく鈴屋翁の詳に論らひおきたるが
如くに分てはなはだ
古事記傳首巻
云大抵世に陰陽の理といふものあるは
此陰陽の理とは世人の思ふ乃
底に深く染着たる天地の能

然の理にてあらゆる物事と此理とたるべき
ものとして異なるそはなるを漢籍説に惑ふ
ことなく漢籍を清く洗ひ去てよく異なる天
地にあり天地男女水火にあり水に
火にてあるその性質情状はあるとそは
高神の御所為にして無ゆゑのことなりて
いとも奇霊く微妙なるあり一向さら
に人のよく測知べきにあらず然るに漢國

人乃癖として己れより萬の理を強て考へ求めて此陰陽とは名を作設し天地萬物みな此理の外なきが如く説なせるものなり

かの如く陰陽はもと漢人の作出せるものにして他國にはそのまゝ無きものなり故に他國にはそのまゝ無きものにして天竺の佛経論をはじめ世界の始又人身をはじめ地水火風の四大とのみ説てもぐるに陰陽五行なるの説はあることなし其文字はいまだ見えざるなり

そもそも漢語に譯せる文章のうへの事とおもはれて実に其理をいふことなきものにして天竺は漢土にまさりてなを言辭なく物の理をいふ國なるゆへかの如くなるとは陰陽は漢國の私説なることを知るべし

そはともかくもよく考て作せる

ものにして千百六十七年ハ當るの如くなる故に世人皆これを信用して疑ふことなきのみなれども其陰陽ハいかなる理ゆへにして陰陽なるぞとは其理ハ知ることあたハず太極無極なるいふもいかなる理なるやいかなる理ゆへにして太極無極なるぞとはいまだ知ることなし

蓋これハ誠に陰陽も太極無極も何の為なるやいかなる説にてもあるべきかの智の測

知る限の内の小理(チサキ)を以て名を設け
多のみを有る抑天照大御神は日神
ゝ坐まして女神月夜見命は月神ゝして
男神ゝ坐まし是を以て陰陽はそもの
まことの理なりかるを古傳を背くこと
なく然るを猶彼理を泥み惑ひて返て
此を其理なりと弁へ強て説曲(トキマガ)ふなり

同書六の巻橘ゝ門の禊祓の段に月神

の生坐るなどの細註に漢のいまゆる陰陽の理を以て古の
説ゝなる譯なることを云て厳巻に委くいひ若実ゝ陰陽と
云ひてあるまことは今此大御神は左御目より成坐て日神ゝ坐
まし左男神ゝ坐きまし女神ゝ坐して返て右御目より成坐る
明神ゝも男神ゝ坐ゝ如何ぞや陰陽の説乃真理ゝかるをなし
證ゝ此まして着明ものとも強てこの理ゝかるをなして是を
種々に言曲るゝ凡て論ゝ足びて私記ゝ此陰陽の理乃
合難きことを論ひるゝ猶其理を主として云るゝ皆
取ゝ足めることなり其中に漢家之風儀與日域之古事
史書所説皆異り更難ゝ擬と云るゝ皆
の理と云ゝ漢家の風俗なれゝ御國の古傳ゝかるをなの
ゝ迫まこと此大御神と男神なりと云ゝ是かまれ
ゝ皆おのゝ強言まして漢の理ゝへるものなれ
ゝ

など拙なくいそれより云ゝ此を牧譯して

[illegible]

市川匡麻呂の来賀能比連て和歌に菖蒲花
みてと詠に辨（示されより具体又上野国の沼田頓
義といまの級長戸風とい狂書を作りて此
をもてくく難しと云ると信濃国の小林文康来
須美鏡とり一辨書をかきてこれを狂言に巻
碑きりこれをて陰陽の妙作るものいふ
なるほよく讀見て僅意のさらにまとめ
且夫獨陰不生何得有子之

神代の神の生坐るはらそなはりて親神まして
これ自ら成坐るこれ産巣日神の御霊にして
成坐るまにてこれも奇霊しく微妙なる事
中もさらしめて伊邪那岐命伊邪那美命男
女の交合の道を創め給ひて生坐る御子神悪
人世のさまとなりてく異なる事なりかて伊邪那
美命神避坐て後伊邪那岐命黄泉国て
ちゝ行まして還て坐て日向橘小門の阿波岐

原にして禊祓し給ふ時に成坐る神を御杖
よりて成出まし又大御身を洗給ふ時
成出坐るを皆これ女神なれば男
なる男神の男にして成坐る神を天照大
御神と此時左の御目を洗給ふ時に成坐
る大神なりかくて此あまつの神を五柱
御子生々て生の御子貴子と号なりと

伊邪那岐命の詔給ふをおもへばこれなり
事にすりて成坐るも皆を男子にして親
神なるを伊邪那岐命なりと此を彼
陰陽の理といふて獨陽不生何得有子
とあるをいふ男女神の始りて御子
生成給ふ事に疑なし
神に疑ふ事なかれ
須佐之男命と御年氣比の時に大御神の物實八

尺句璁ち成出まる神に坐まして吾
子と詔別給ふ中に其御子にて大御
神も親神に坐まして皇統の大祖に坐ます
歌
ゆくさき神ち所なる事しるして幽冥
の神々の生成給ふ御ふかく如く奇霊く
微妙なるものなれさに現身の人間上に比擬
て云難き事ともしるして通々藝命
天降坐て幽冥世まる顕明世て出給るれい

現身の人と未給ひて此度は男女の交合ち
て御子を生まるなるよりて吾國の古史に幽
冥顕明の神ち人と上に差別をよく思ひ
さるを得ざるものなる山ちに其幽冥顕
記傳ちに平田篤胤翁の著述の書にとくく解示
されみ文庫ち生霊鏡ちいおのれ童子問合ちて辨ずる
ことなり

其説曖昧使人不免疑焉

此疑あるハ皆漢籍の毒酒に酔ふ多人なるか

神代の事と人世の理と必ず分るべし
とは何ぞ
疑と見るべし
神代幽冥の事は人世の理を清く離れて
考るべき

其醉の醒るを待て明暮神典を見るとも
に解得る事あるべし神の御上の奇霊き
事は高天原にまします御祖の
神國に生れて神乃御上の事は生涯に
見る共実に憚る山つきなれば
いつ迄も彼是太伯の説を仰ぎ
あく迄はなれ馬子たる逆賊とそしられ

曖昧なる

皇子豐聰與蘇我馬子同云云二子所
爲當世誰敢非議之

哭田花守云山縣カ説如ク女王ヲ立ンガ為世儀論ヲ塞ントナズ太子ノ敏達馬子カ好智ニ以テ何トテ廿八年近待ツ神代ヲ偽作セシ素リ其記ハ絶テ世ニ傳ハラザレハ男神ト女神ト記セシトハ何ヲ證トシテカ云シ云ヒ甚キ僻意ヨリ出タル私説ニシテ古典ヲ乱ル大害ノ

炊屋姫命に天津日嗣ましまさ
其例に女王として其女と日神の男神に坐
ましを俄に女神にとり成して神典に記
て世人に教へ来る神代より人世に語つき
云傳て天下四方の民草共仰き奉る
日神の御事を云ひ改めて男神を女神と異る人
のいとうあるべき古語拾遺の序に貴賤老少口口相
傳前言往行存而不忘とあるは世
とはもとより女神に坐ます事は中
ましも

此は辯ずる上ものあく其魂の産國へ
飛去居るものの事なれども強て云ふ書
なれば世に云ふ所の其權威に懼れて向
てこれ非議するものあるべし
此と謂ふ所は正實のまことにうちに云ふ誰
傳（私の家の記録なるべし）また古傳のまた
かまもとひきこ聖德太子は佛意のみ
ものみなひ儒意をも併せ澤山合へり

（屋は天皇ノ御代ヨリ記シ傳ヘシカシ古典ヨリ始テ家ニモ記ルヒトヲカリケリ正事記ノ序ホリ見テ知キ）

君なれば國史を撰修し陰陽の理を悟るべきことなれば
給ひきるそれは男神と女神と
書の作事あるべし強て女帝
の例を上古告ることなれば神功皇后を
帝王御即位の歷代の中に給ひ
表紀神代よりいと仰ぐ
神功皇后の御巻は別に立られ
事なれば帝王の中にひられ

（神功皇后ハ開化天皇ノ御末ナリ津國風土記ニハ息長帶比賣天皇トアリ）
（日本紀ニ息長帶比賣命）
（日本紀ニ此太子ノ御事ヲ生而言詞聖智及紀一聞十人許能辨知未然ト記シ）
（ヒトヲ知ルコトヲ以テ其才智ヲ撰ミ置ク天皇紀ノ上ノ注ノ儒者ナリ）

世代遺事記の如き

皇子の御中間に飯豐
[illegible]
治ていてよる紀女帝の
宗天皇の御巻に五年春正
皇崩是月皇太子億計
皇弟天皇姉飯豐青皇女
自稱忍海飯豐青尊
史を蘇我蝦夷ら悉く
[illegible]の取られて
[illegible]聖德太子の撰と偽び
舊事本紀とする

今の世に伝ある偽作なれば真の紀にてやくなきなれば世に
傳なりて其書ありとも古事記日本紀と撰くれば時まで
[illegible]

同五年に詔ありて古事記を撰錄する時に
序に於是天皇詔之（天武天皇）
紀及本辭既違正實多加虛偽當今之時不
改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之
經緯王化之鴻基焉故惟撰錄帝紀討覈
舊辭削偽定實欲流後葉云云とあるとおり

清寧天皇と顯宗天皇との御中間に飯豐
青皇女と暫く御世ありしかども
世と歴代の中に入れ給はざる
例なり　日本紀顯宗天皇の御巻に五年春正
月白髮天皇崩ず皇太子億計
王與天皇讓位久而不處由是天皇姉飯豐青皇女
於忍海飯豐宮臨朝秉政自稱忍海飯豐青尊
時録ず國史を蘇我蝦夷ら悉く
焚失せしかども惠尺の取られて
世に遺るなり聖德太子の撰ひ給ひ
舊事本紀とあり

今の世にある所の偽作なれば眞の紀にあらざるなり
偽作なりと古事記日本紀と撰ばれし時
偽作なりて其書ありしなり
其後元明天皇の和
同五年に詔ありて古事記を撰録せしめ時に
序に於是天皇詔之（天武天皇）稗諸家之所賫帝
紀及本辭既違正實多加虛偽當今之時不
改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之
經緯王化之鴻基焉故惟撰録帝紀討覈
舊辭削偽定實欲流後葉云々とあるとなり

大石千引随筆云水鏡二飯豊天皇ハ系圖
ニ載タルトモ日本紀ニノセザル故ニ
故実ニ中ト云フ按ズルニ今ノ日本紀ニ不入
引証タル日本紀ハ和銅上巻ノ日本紀ヲ續紀元明巻
二和銅七年二月戊戌詔従六位上紀朝臣清人三宅臣藤
麿令撰国史云々是和銅上巻ノ日本紀ヲ今ノ世ニ
伝ヘシ今流布スル日本紀ハ續紀元正巻二養老四年
五月癸酉先是一品舎人親王奉勅修日本紀至是功成奏
上紀三十巻系圖一巻云々是ニハ飯豊天皇ヲモ
彼和銅ノ日本紀ハ今ノ世ニ伝ヘズ文治建久ノ頃ニハ
稀ニ残レルトモ云ヘリ扶桑略記ニ飯豊天皇此天皇不載
諸皇之系圖但和銅七年上巻日本紀載之云々紹運録ニ
ハ忘ル可カラザル管抄ニ顕宗仁賢両所ノ互ニ譲リ合ヒ
給ヘル御婦の皇女有之飯豊天皇云々二月即位十月崩ズ
ト云フ

疑ひ日本紀ニ
載ニ
給へるか
あるまじや

清書

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k
ガラス使用

第四十代天武帝ハ道教ヲ崇ビ給ヒ父子ノ倫ヲ教道ヲ明ニシ礼度ヲ定メ皇猷ヲ開玉ヒテ中興ノ天子ト仰ギ玉フ天智帝ノ皇太子ニ坂東カ父ト云馬子カ皇後帝ヲ殺シ奉リタル大逆人ノ手ニナレル偽書ヲ知シメシナカラ改玉ハルノ有ヘキヤ此一段

ニニ七山縣カ説ノ非ナリ速ニ覺ルヘキ斯テモ猶迷ヒハテスメ此説ヲ善ト思フモノハ馬子ニ勝レル國賊ト云フヘシ坂履中帝ノ頃ヨリ記録ヲ廢シ玉ヒシ數多ノ古傳ヲ引コ解ヲ正シテ邦家ノ經緯王化ノ淵基ト撰定メシメ玉ヒシ神典ヲ後世

もとし聖德太子の御撰の紀ふ迄ふ日神の御
上に私なる事ある心よい必ら虛偽と削ふて
古傳の正實に定め給ふへきふ迄ふ以て文ふれふす
八年と住て元正天皇の養老四年に撰ふれり
日本書紀ふ迄ふ漢國の國史めふて書ふと
也事も物ふおり漢國ふ成行ふ中ふ
抑日神ふりハ陰陽の理ふ拘ふ古傳の正
實ふ迄ふ録ふれふ物ふ（神代紀ふ一書ふ云ふく
茅ふれふ皆同ふ為ふ）

をみふ
さふふ伊邪那岐命と陽神伊邪那美命
ハ陰神ふ必ふ陰神先發喜言既違陽理
理ふ迄ふ漢めふて書ふふ物ふ
日神の男神ふ必ふ女神ふ聖德太子の書
換給ふ（御紀ふ）ふ必ふ元の男神ふ
て陰陽の理ふ悖ふ迄ふ古事記此紀
もみふふ一書ふ皆同ふ女神ふ
古傳の正實ふふ

庸愚ノ輩ノ古語古意ヲ知ラテ軽々シク評シ奉ルハ勿体ナリカタハライメキナラスヤ

こゝ世の儒者ども聖徳太子の御撰の紀を
馬子とまた私に合りでと思いるもいなを
日神の女神に生まれ陰陽の理に悖る
ゆゑ推古天皇の女帝なる人思い合せの疑ひ
なを陰陽といふ日上にあく漢
國にかゝる空論私説なる毒酒に
醉ひて天地自然の理と思ひなをひは
間より起るものなる此と思ひ漢籍
なり

吾皇神の道に害あるものなれとそれ
讀むもの心を迷はし魂を奪ふ
こと

我則不能信也

此語また毒酒の醉の甚しき
顕てもるもの実に悔しきこと
然太子亦聰慧絶倫云云
日本紀に見えたる趣実にかのわくまで習ふ

教ヲ於高麗僧惠慈ニ學外典ヲ於博士學哥兼
悉達矣とあれい御才を勝れるを御尽儒
佛にまで深口あり信を傳魂ハ露ちり
なり君をあり為ハ臣すをを馬子ハ
もちろん弑逆を所つる我ハ見る信
を世に限り国の害ハ陳置給へられ
此をを治體と達し法世法ハ取用と
よるも考ひるひごとを物語て漢国

を国ハ奪つる賊王をを乃
姦計を欺ををを聖人と唱る儒者
をを聖德太子ハ聖と稱ををるの為ハ聖
則我不知也をを毒酒の醉もいをを醒ぬき
ハ所をを為ハ之加てを牧漢国の賊王
を聖人をををををみをを為をを毒酒の
益を為ハ為をを忘を人ををなをを
平田篤胤翁の出定笑語の中に柴子の御事ハ論ら
侮のある初学の人ハ可ものあり左に筆記をを講本を

位階を追贈なされ
給まと云々

○出定笑語四ノ巻云サテ用明天皇ノ
御次カ泊瀬部若雀命ト申上テ後ノ御贈リ參ラ
セタル漢風ノ御名ヲ崇峻天皇ト申上ルデムコノ御代
ニ至リテハナホ憚ル事ナリ馬子ガ輩佛法ヲ弘メカ
ツ其我マヽ無道ナルコトイフバカリナク天皇命ニモ殊外
憤リ恩召サルヽコトノ多カツタコト、見エテ或時猪ヲ御
前ヘ献シタル者ガアルツノ節天皇命猪ヲ御ニビサシアツバ
ミテ何レノ時カコノ猪ノクビヲキル如ク朕ガ子タチト思フ所ノ
人ヲ斬ラマシト仰ラレテ密々ニハ其催シモアツタデムコノ時ニ
大伴ノ手ヲトイフ妃ガアツテコレガ天皇ノ御寵愛ノ衰タル
コトヲ御恨申上テオツタル所ガコノ御言ヲ兼テ馬子ニ云
告メデムコ馬子ガ是ヲ聞テ大キニ驚キ計ヲメグラシ群臣
ヲモ詐ハツテ東國ノ調ヲ進ラスルヨシヲイヒ東漢直駒
ト云奴ヲ其人ニシテ天皇ヲ弑シ奉ツタデムコノ駒ハ後ニ
馬子ガ女ト密通シテヲレガアラハレ馬子ガ爲ニ立木ニシバリ
ツケラレ射殺サレタデムコノ駒ト云畜生ノ名ヲツイテ馬子ト云

畜生ノ名ノツイタ者ノ命ヲウケテカヤウニ漢様ノ畜生ノ
行ヒヲ致シタル故神ノ御罰テガテ有マセウサテ馬子ハカク
天皇ヲ弑シ奉タル程ノコトデムシ厩戸皇子モ座スニ
カノ悪逆ヲ致シタナレドモ誰一人ソレヲ制シ渠ガ罪ヲ咎ム
ルモノダニナイト申スハ實ニ馬子ガ勢ヒニ呑レハテタモノト見
エルデム此時ハカノ俗ニモヨウノ人ノ智テヲル聖徳太子ノ
今申シタ皇子ノコトデム重ク朝廷ニモ御用ヒナサレ世
モ殊ナル御器量ノ方ニマシマスコトニ取サタ致シコレハ實ニ取サタ

バカリデナク余程ノ御方デムシマシナガラコレヲ御捨オキアワ
バサレタルコト恐レナガラ甚以テ御不埒デムコノ御ハ外ニム
子ムコシキ皇子ガタモナク尤コノ時推古天皇イマダ御位ニ
御ツキアワバサニデ入セラレタナレドモコレハ御女儀ニマシマシテ
其御位ニ御即キ遊ハシタルノモ下ヨリヨシツケ奉ツタル
コデムカヤウノ事ニ御心ノ御ツキアワバサレモコリヤ中
シ奉ルベキ筋デナクサシツメ馬子ノタブレ奴ノ厩戸皇子ノ
罰シ玉ハズバナラヌコトデム聖徳太子ハ用明天皇ノ御

子デ其御母ノ穴穂部間人皇女ト申テ聖德太子ヲ
御懐妊ナサレテ厩戸ニ至ラセラレテ御生ミナサレメニヨツテ
厩戸ノ皇子トハ申スデムス上宮トイフ宮ニ御住居ナ
サレタニ依テ上宮ノ太子トモ申ス書紀ニ生而言有聖智
及壯聞十人訴能辨知未然トアリコレ故ニ其名称ヘテ
上宮厩戸豐聰耳命ト申スデムサテ昔シ漢國ノ周トイツ
タ世ニ晉ノ靈公トイツタル諸侯ノ大夫トイツテ第一ノ臣
ニ趙盾ト云ガ有テソレガ眷屬ノ者ガ其君靈公ヲコロ
シタル時ニ趙盾コレヲ打捨サレタイタル所ガ其時ノ記録ヲ
ミルス役ノ董狐トイフモノ其事ヲ記シテ趙盾弑其君トカ
イタデムコレハ甚タ正シキ書カタ故万世ニ至ルマデ史記ヲ
記ス者ノ則ト致スコトデムス孔子モコノ記シザマヲバキツクホメ
テオイタデムコレハ左傳ノ宣公二年ノ傳ニアリ此例ヲ以テ記サウナラバ厩戸
皇子弑天皇トカイタレバトテ一旬モナイ程ノイデ今コリヤ
ドウシテ捨オカレタコトジヤト申スニ聖德太子ハ馬子ガ
婚デ夫ニ佛法ヲ弘メントナサルヽ御心ヨリ馬子トカレコレ示

ニ合サレタルコトノアル故デムコリヤアラツテモアラツハレヌ
事實ノ上ニヨリワカツテヲル然ルヲ佛法ズキノ人々金人
親王ヲ始メマヰラセ古ヘヨリコノ皇子ヲホメテ聖德ト
サヘ申サタシスデニケシカラズ古キ物ナガラ聖德太子傳曆
ナド申テコノ皇子ノ御事ヲ彼是ト取ツクロヒ偽リニ偽リヲ
重ネテ記シタルモノガアリ世人モ大カタヨキ人ト得テヲル
スデニ漢學者デモ太宰弥右衛門号ヲ春臺ト申タル
腐儒者ナドハ辨道書トイフ書ヲ著シテ申スコトハ

本朝ニ於テ廐戸ノ功ハ制作ノ聖トモ云ベキ人ニテ候聖
德太子ト謚セラレタルモ虛名ニアラズ候ナドイヒフルスガ
是ハ聖德太子ハ佛法バカリデナク漢風ノ事ヲモ御始
ナサレタル故儒者ノクサレ心ニシラウレシカリ思ツテムトゴヤガ
其カラ風ヲ御用ヒナサレタル故漢風ニ天皇ヲ式ニ奉ツ
タノデムコノ太宰ナドハ今時ノ漢學者流ガ鬼神如ノ恐
レル儒者ゴヤガ扨ヽ儒者ナドヽ申スモノハ真ノ道ハ不
案内ナモノデムル聖德ナドヽ申スハ恐ナガラアメツチトデ

ハクゴシ漢國ノ聖人トイハレ輩モ孔子ヲ除ク外ハ大抵
ハ上ニヲ取カザツタノミニテ實ハ主殺シナドガ多イカデム
鈴屋ノ翁教ニハ菅丞相ヨリ蘇我の馬子ハ天地乃
そこなうべきあまる罪人(ツミビト)又ハ馬子らゴ子ゆゑかね
得てゴきりてそりて取名をすることゑ
るゴ罪しきあゴてさらしらのせはゆるぎ
ト誣レタハコトヲノ事實ヲミレメノデムサカシラ人ノセハ
何ガトハヲノ代ニ賢キ人ノミヤマルハ何ワザニテアリシゴ

ト云ノ心デ天皇ヲ弑シ奉レル馬子ガ大罪ヲハ四討セズシ
テ賢人ガマシキ顔ヲシテカシコゲニ行ルシワザハ何事ヲ
行ルゴド深クトガメル心デムヨウノイミジキ
大事ヲハサシ置テイサヽカモ咎メ給ハヌ程ノコトユヱ
外ニイカ程ノ功アルトテモ善キ行ヒガアリテモソレハ取ル
足ラザルコトデムコノ厩戸皇子十七ケ條憲法ト云制目
ヲ御定メナサレタガ多クハ漢土(カラ)ノ書ノ胸ワロキコトガリ
デウルサクウツトシイガ其第三條ニ兼(エバ)詔心謹君則

天之臣則地之天覆載云云欲覆天則致壞耳
云云トカレマシカガ是ハミナ漢土籍ノ書按詞ニヤガ大ニ
ニテモ何ト馬子ガ天皇ヲ弑シ奉ツタヲヲヲノ御憲法ノ
趣デハスデオカルベキヿデナイマタ第六條ニ見悪匡
ト云御カキナサレタガナゼニ馬子ガカヽル大逆ヲ犯シタルヲ見
テ御匡ニナサレ牛裂カ磔ニデモ御カケナサウナモノダコレラ
スベテ漢様ノ顔ハリガ賢人ガマシリテ書記シタバカ
リガ立派ナノデ山賣ノ能書見タヤウナ事ドモデム

マタ第二條ニ篤敬三宝三寶者佛法僧也則四生
之終帰万國之極宗也何世何人非貴此法云云不
帰三宝何以直枉ト佛法ノ事ヲバカマウニ事々シ
ク御カキナサレタナレドモ神ノ御事ヲハイサヽカモ宣ズ
余リトイヘバ御不埒デムナゼトイフニワガ大御國ハ神
ノ御國デ天皇ハ日神ノ御正統ニ座シ現人神トサヘ申
奉テワノ天下ヲ御治メアワバス御政事ノ本ハ神
事ガ本デカノ順德天皇ノ御抄ニモ先神事後佛事

トサ御記シ遊ハサレタルホドノイデ此事ガ関テハ天
照大御神ノ御定ニメガヒ決シテ相済ザル深キ御謂
ノアルコトナルニ聖德太子已命ハ其御子孫ト座シナガラ
其大御神ノ御定ヲ御揺乱シナサレテ耶モ神ノ御事
ヲバ十七ケ條ニモ宣ハヌハ何ト御不埒デアルヽイカ祭
シ奉ル所ヲ御ニクミニモマシヽメレバコリ御カリナサレテ
後蘇我入鹿ガ為ニ其御子孫モ亡ラズ亡ボサレテ御ニ
マヒナサレタデ日本紀ニヨミル人ハ畏ハコリコヽラハ取捨
シテ惑ハスヤウニ致サルヽガ宜シイデ漢國ノ朱子ト
イツタ儒者ガ申シタル言ニ佛法渡ツテ以来善惡ノ名
タガヒヲハルトイヒマシタメガ實ニコレハ尤ナコトデスデニ馬子
ト守屋ノ上デモシラス守屋ハ真ノ道ヲタドリ違キ
虐リサ(ニ明カナル大忠臣馬子ハ天地ノ間ニモ入レガタイ
程ノ大罪人ナルヲ五ツテ守屋ヲ逆臣トイヒ馬子ヲコ
キ世ニ取ナシタメ俗ニモ釋迦提婆太子ニ守屋ナド
申スハコレ朱子ノ申タル通リ善ト惡ト名ヲ取カヘタ

ノデムカヤウ中ストドウカ彼ノ門柳ノ点ニ初ク者
ヤ尼ヤ等ノ理ヲトシテ上イツタルヤウニモ思ハレマセウガ
是ハ實ニ神道者流ノ腹ヲタヽルノガ尤デムカラ國
ニヨリテハ釈迦ニ提婆守屋ニ太子ト守屋ヲ實事ニ
イヒ来ル所々モ有ルデムカラ[illegible]
[illegible]
[illegible]
日本紀ニモ知ル未然トアルガナゼヲレ程ノ悟リ深キ御
心デ座ニナガラ彼御ヨリ合セ給ヘル蘇我ノ馬子ラガ為ニ

三世マデモナリ直ニ其子等ノ害セラレ玉フノ未然ヲ
サツシオカレナンダガラカニナフデムカラ[illegible]
當らぬ非訳なる
しるまじかり

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『頭椎剣』　請求記号 121.27-N568k

ガラス使用